

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務

要求水準書

1 業務名

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

さいたま市岩槻区本町1丁目1番1号

4 予算の上限額

10,805,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

岩槻駅周辺地区は、本市の副都心と位置付けられており、文化・交流機能の充実による特色ある拠点形成を図る地区と位置付けられている。現在、城下町としての歴史や人形のまちとしての伝統などの観光資源を生かして、さいたま観光国際協会及び岩槻駅観光案内所と連携しながら効果的な情報発信と回遊を促進しているが、今後のデジタル化社会に対応するために、デジタルサイネージを活用しながら更なる観光客等の利便性・回遊性の向上を図ることを目的とする。

6 業務内容

- (1) デジタルサイネージ機器（壁面等への固定器具類、配線類、コンテンツ運管用PCなどデジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要となる周辺機器一式を含む）の調達
- (2) デジタルサイネージ機器の設置（設置場所に配慮した意匠とする）
- (3) デジタルサイネージ向けのコンテンツ（「5業務の目的」及び「7業務要件（2）本業務で制作するデジタルサイネージのコンテンツに関する要件」に合うコンテンツ）の制作
- (4) デジタルサイネージ向けのコンテンツ運用に必要なシステム構築
- (5) デジタルサイネージ利用状況の把握や、今後の観光施策を検討するため、アウトプット指標（タッチ数）等データ取得に要する機器等の設置とシステムの構築

- (6) デジタルサイネージ機器及びコンテンツの試験運転、調整、運用マニュアルの作成及び説明
- (7) デジタルサイネージにおける災害等の即時表示緊急速報（Jアラートなど）の発信又は市による配信方法の構築
- (8) ランニングコストを広告募集等により賄える仕組みの構築
- (9) その他本業務に必要な事項

7 業務要件

- (1) デジタルサイネージ等の整備に必要な機器の導入

デジタルサイネージ機器の設置場所は以下に示した場所を予定しているが、最終的な設置場所については、市、受託者及び施設管理者との協議の上、決定する。

設置するデジタルサイネージ機器については、周辺機器も含め、設置場所の現況に相応しい意匠となるような提案をすること。

ア 設置場所

岩槻駅東西自由通路ガラスケース内又はガラスケース周辺の壁面（資料1参照）

イ 設置場所における機器構成

- (ア) 次の仕様を満たす機器を設置するものとするが、市が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案も可とする。なお、納入する機器は全て新品とし、買い取りとする。

【デジタルサイネージ機器一覧表】

設置機器	『タッチパネル式ディスプレイ』（屋内用）
デジタルサイネージ仕様	・ディスプレイサイズ…65インチ以上
向き	提案による
解像度	FHD（1920×1080）以上
輝度	400cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル機能は、提案するコンテンツ内容に最適となる仕様を有すること。 ・設置場所のスペースや現況、利用者の用途等を考慮し、壁掛け型、埋め込み型、据え置き型（ガラスケース内）とする。 ・スピーカーを内蔵すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・LTEなどの無線回線によりネットワークに接続することができること。
--	--

【その他の機器について】

コンテンツ運営用 PC 等	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ機器及びコンテンツを適切に運営するためのPC一式。 ・PCの設置台数は1台以上とする。
その他必要機器	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標（タッチ数）等のデータ取得に必要な機器。 ・その他、受託者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器。

- (イ) 経済産業省における電気用品安全法に基づいたPSEマーク、もしくは納入物によりJISまたはIECの同等の認証を受けているものに限る。
- (ロ) 電波等を試用する機器は、総務省における電波法に基づいた技術基準適合証明を受けているものに限る。
- (ハ) 機器の正常稼働を目的とした熱対策を必要に応じて講じること。
- (ニ) 視野角は、おおむね水平垂直ともに160度以上の高視野角とすること。
- (ホ) RoHS指令準拠（10物質）、VCCI Class A又はB、省エネ法【2022年度目標】品とすること。
- (ヘ) 設置場所において、新たな電源配線等に係る工事が必要な場合の費用及びデジタルサイネージ機器一式の電気使用量を計測するためのメーターの設置費用は、本業務に含めること。
- (ヘ) 設置に当たっては、通行人の安全確保及び盗難防止の十分な措置をとること。
- (コ) デジタルサイネージの運用時間帯は、午前5時00分から午前0時30分までを想定しているため、タイマー等で運用時間の管理ができるようにすること。

(2) 本業務で制作するデジタルサイネージのコンテンツに関する要件

ア コンテンツの基本要件

- (ア) コンテンツは、下記の内容を想定し、タッチパネル操作による情報の発信、映像の掲出によるPRを行い、地域活性化や区内の回遊性向上に資するものとする。

【コンテンツ一覧表】

No.	コンテンツ名
1	地図情報（駅周辺）
2	区役所お知らせ情報
3	施設情報（観光施設、観光地、公共施設、伝統産業事業所等50ヵ所程度）
4	散策モデルルート紹介（市指定の4ルート・1ルート10ヵ所程度）
5	イベント情報
6	路線バス・シェアサイクル等、区内回遊性向上のための交通手段の情報
7	災害情報・防災情報
8	広告枠
9	その他の提案

- (イ) バリアフリー、ユニバーサルデザインを取入れ、多様な利用者にとって利用しやすいものとする。
- (ウ) 利用者が直感的で容易に操作できるような構成となる提案をすること。
- (エ) 駅利用者等に、デジタルサイネージに興味を持ってもらえるような演出を行い、利用促進が図られるような提案とすること。
- (オ) 画面操作がなされない時でも、市政情報等が流れるなど駅利用者等が手軽に様々な情報を得られるものとし、市政情報等及び広告の掲出方法及び割合も含めて提案すること。
- (カ) デジタルサイネージのタッチパネルにて、所在地・連絡先・写真・説明文を紹介できる施設情報が最低50ヵ所掲載できる仕様にする。
- (キ) 多言語対応とするため、日本語・英語など2か国語以上で操作できるものとし、翻訳費用は受託者の負担とする。
- (ク) 効果的な情報発信、区内の回遊を促進するため、スマートフォンと連携しルート案内などが可能となるコンテンツがあること。
- (ケ) コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等の撮影については、受託者が行うものとする。なお、必要な素材等については、あらかじめ受託者が保有している素材を使用して差し支えない。また、双方協議の上、市が所有し提供する素材を使用することも可とする。
- (コ) 本業務完了後は、仕様の変更など大幅な変更を除き、市において新たな費用負担が生じないような提案をすること。

(サ) 本業務の成果物に関する権利は、市に帰属するものとする。

イ システムの基本要件

(ア) デジタルサイネージのコンテンツ管理については、運営用ソフトウェアまたはアプリケーションにより、迅速にコンテンツの更新ができるものを提案すること。

(イ) 静止画コンテンツ（イベントポスター等）及び動画コンテンツが、再生できるものとする。

(ウ) システム設計及びインストール作業については、必ず受託者において行うこと。

(エ) システム設計に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(オ) 本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本業務を円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

(3) データ取得について

ア 本業務はデジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すことを目的とした内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の採択を受け実施する事業である。そのため、デジタルサイネージの設置及びコンテンツ配信により区内の回遊性向上を促進し地域活性化を図るとともに、デジタルサイネージ利用状況の把握や今後の観光施策を検討するためのアウトプット指標（タッチ数）等のデータを取得すること。

イ データを取得するためにデジタルサイネージに関連する機器または付随する機器等の設置が必要な場合、その設置に要する費用は本業務に含めるものとする。なお、本業務はデジタルサイネージの設置及び関連する機器の設置に関する事業であるため、データ取得に必要な機器については、デジタルサイネージとの関連性が無いものの提案は不可とする。

(4) ランニングコストを広告募集により賄う場合の要件

ア 広告主の選定及び広告内容等については「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」、「さいたま市ホームページ広告取扱要領」及び「さいたま市ホームページバナー広告表現ガイドライン」等さいたま市が定める広告掲載に関する要綱、基準等を遵守するとともに、事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲示してはならない。

イ 受託者は、広告内容等についてアの審査を受けるため、掲示する広告のデータ等必要な資料を市に提出しなければならない。

ウ 市と受託者は、広告主及び広告内容について岩槻駅東西自由通路の公共性、美観及び利用者等への影響に最大限に配慮しなければならない。

エ 広告内容等について、市が定める広告掲載に関する要綱、基準等に違反しているとき又は岩槻駅東西自由通路で掲示する広告としてふさわしくないと市が判断したときは、いつでも受託者に対して広告内容等の修正又は掲示の中止を求めることができ、受託者はこれに従わなければならない。

オ アからエまでの広告内容等の修正又は掲示の中止に係る費用については、受託者が負担する。

カ 広告の問い合わせ及び苦情等については、受託者で対応することとし、デジタルサイネージの設置場所に受託者の連絡先を表示すること。広告であることが認識できる表示となるよう対策を講じること。

キ 広告内容等に関する一切の責任は、受託者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

ク 受託者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。

ケ 市に対して、第三者から広告に関連する損害賠償請求等がなされた場合は、受託者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

コ 広告内容等により市に生じた全ての損害については、受託者が賠償する。

8 保守管理等について

(1) デジタルサイネージ機器・コンテンツの保守及び維持管理（光熱水費等、通信費含

む) に要する一切の費用は、受託者の費用負担で行うような仕組みを提案すること。

- (2) デジタルサイネージ機器のメーカー等保証期間は、提案事項とする。この保証期間内に市の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の継続に関わらず、法定耐用年数以内、無償修復を行うこと。(供用開始までの試験運用中のクラウドサーバー使用料やインターネット通信費については、本業務に含めるものとする)
- (3) 受託者はデジタルサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。
- (4) 受託者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。
- (5) 本事業のデータのバックアップや保護を行うとともに、機器等には可能な範囲でウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス対策を行うこと。
- (6) デジタルサイネージの乗っ取りや情報書き換えなど、社会的に増加していることから、十分なデジタルサイネージのハッキング対策を講じること。

9 協定の締結について

- (1) 設置後の保守管理及び費用負担等については、受託者の提案を精査し双方協議の上別途協定書を締結する。
- (2) (1)の協定書は、令和7年8月末までに締結するものとし、協定期間を令和8年度から令和12年度の5年間とするものとし、以後協定期間改定年度の8月までに更新についての調整を行うものとする。

10 業務完了後の提出書類

- (1) 運用マニュアル 2部
※ 電子データ (PDF 形式及びMicrosoftWord、Excel 又はPowerPoint 形式) も提出すること。
- (2) 完了報告書 1部
- (3) 請求書 1部
- (4) 委託料内訳書 1部
- (5) その他市が必要と認める書類

1 1 留意事項

本仕様書に記載された内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の成果品に係る権利は、原則的に帰属する。また、加工、二次利用及び第三者への公表ができるものとする。
- (5) プロポーザルにより選定された受託者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、場合によっては双方協議の上、業務内容に修正・変更を加える場合がある。
- (6) 本業務を一括して第三者に再委託等をしないこと。

1 2 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

ガラスケース周辺の寸法 【単位：mm】

資料 1

※寸法は概測のため、提案にあたり現地の確認をお願いします。

